

## 災害時における協力体制に関する協定書

宇部市（以下「甲」という。）と「協定締結先」（以下「乙」という。）は、宇部市内に災害が発生した場合に、市民の安全確保、生活復興等の応急対策を迅速に推進するため、災害発生時の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害等の災害が発生した場合に、市民の安全確保を図るために執る甲及び乙の協力体制について、必要な事項を定めることを目的とする。

### （協力体制）

第2条 甲及び乙は、あらかじめ協力要請のための連絡窓口を定め、災害が発生した場合には、相互に協力して必要な体制を整えるものとする。

### （協力）

第3条 乙は、甲から前条の規定による協力の要請を受けた場合は、次条に定める協力の内容にしたがって可能な限り協力に努めるものとする。ただし、やむを得ない事情により、当該協力の要請に応じられない場合は、この限りではない。

### （協力内容）

第4条 前条に規定する協力の内容は、次のとおりとする。

- (1) 市民の安全確保のため、乙の指定する施設の一部の一時的避難施設としての提供及び設備の利用（甲が地域防災計画においてあらかじめ指定する避難場所等への避難が災害状況、天候等により困難な場合の使用に限る。）
- (2) 物資の集積及び配送の拠点並びに仕分けに必要な場所及び施設の提供
- (3) 甲の施設が使用不可能な場合、甲の災害対策本部等の施設としての提供
- (4) その他の協力要請事項

2 前項に規定する施設の提供期間は、甲及び乙の協議により決定する。

### （避難施設等の管理運営）

第5条 前条第1項第1号から第3号までの規定により、乙から甲へ提供された避難施設等（以下「避難施設等」という。）の管理運営は、甲の支援を受けながら乙の責任において行うものとする。

2 甲及び乙は、適宜正確な情報の提供を行うものとする。

3 甲は、避難施設等を開設している期間に応じて、飲料水、食料等の手配を行うものとする。

(避難施設等の解消への努力)

第6条 甲は、乙が早期に事業運営を再開できるよう配慮するとともに、当該避難施設等の早期解消に努めるものとする。

(経費の負担)

第7条 避難所等の管理運営に係る費用及び避難者によって避難所等に生じた損害は、甲が負担するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日より1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれかからも書面による申出がないときは、有効期間は、同一の内容でさらに1年間延長されたものとし、以後も同様とする。

甲と乙は、この協定の成立を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保管する。

年 月 日

(甲) 宇部市  
宇部市長

(乙) <<協定締結先所在地>>  
<<協定締結先正式名称>>  
<<代表者職名>> <<代表者氏名>>

## 協定締結先

所在地	正式名称
宇部市大字上宇部75番地	株式会社COCOLAND
宇部市明神町一丁目4番3号	有限会社坂井電工社
宇部市大字矢矯332番地の2	有限会社アクアテクニカル
宇部市大字際波字的場370	宇部鴻城高等学校
宇部市大字沖宇部5253番地	セントラル硝子株式会社宇部工場
宇部市文京町5番40号	宇部フロンティア大学短期大学部
宇部市文京町1番25号	宇部フロンティア大学付属香川高等学校・附属中学校
宇部市西琴芝二丁目12番18号	慶進中学校・高等学校
宇部市常盤台二丁目14番1号	宇部工業高等専門学校
宇部市大字小串1978の2	宇部興産株式会社建設資材カンパニー生産・技術本部宇部セメント工場
宇部市浜町二丁目3番19-1号	株式会社 野村工電社